



GRAND HOTEL KANACHU

宴会場ご利用規約 (202004 月改正)

当ホテルでは、宴会場のご利用に関して以下のように定めておりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. ご利用時間と追加料金について

宴会場のご利用時間は、設営開始から撤去終了までとします。その時間につきましては、予め当ホテル係員とお打ち合わせいただいた時間とします。これを超過した場合は、超過時間に依りて所定の追加料金を申し受けます。但し、時間の延長に応じられない場合もございます。

2. お申込金

宴会場のご予約時に、期限を定めてお申込金をお支払いいただきます。

お申込金の金額は、宴会内容によって当社より提示させていただきます。

3. 前受金

当社から提示いたしましたお見積概算額を、期限を定めてお支払いいただきます。

4. お支払い

宴会等に関する一切の費用（お申込金・前受金をお支払いいただいたその残金）を現金または、クレジットカードで当日お支払いいただきます。

5. 有料人数の確認

お料理等を用意する人数（以下有料人数と称します）の最終ご決定は、宴会等の開催日3日前の正午までに当ホテル担当係員にご連絡下さい。それ以降につきましては、有料人数に満たない場合が生じましても、最終ご決定有料人数分の料金を請求させていただきますので、予めご了承下さい。

6. キャンセル料および期日変更料

すでにご予約いただきました宴会をキャンセル（契約解除）または期日変更される場合には、下記によりキャンセル料または、期日変更料を頂戴致します。

キャンセル料、期日変更料が発生する起算日	キャンセル料または期日変更料
お申込日から開催当日の 180 日前まで	ご予約会場見積総額の 30%
開催当日の 179 日前から 90 日前まで	ご予約会場見積総額の 70%
開催当日の 89 日前から前日まで	ご予約会場見積総額の 80%
開催当日	ご予約会場見積総額の全額

(1) 宴会日変更後、宴会のキャンセルをされる場合には、最初にご予約をいただいた宴会日を基準日として計算致します。

(2) 手配済み等による費用が発生した場合には、上記キャンセル料または期日変更料とは別途に請求させていただきます。

7. 装飾・余興・音響・照明等の手配

ご宴会に関する装飾・看板・余興・バンケットホステス・音響・照明等につきましては、当ホテルより指定会社を手配させていただきます。お客様が当ホテル指定会社以外の第三者に直接ご依頼される場合には、事前にご連絡いただき当ホテルの了解の後に手配されますようお願い致します。

8. 当ホテル指定会社以外のご利用の場合

前条で当ホテルの了解のもとお客様が直接依頼された第三者が行う宴会等に関する装飾・余興・照明等の機器および材料の搬入・搬出、または取付ける看板等のサイズ、表示内容、その取付け方法、あるいは設置場所、設置時間等につきましては、事前に当ホテル担当係員にご連絡のうえ、お打合せ下さい。当ホテルにご連絡のない場合には撤去をお願いする場合がございますので、予めご了承下さい。

9. 音響についてのごお願い

バンド、太鼓他の演奏等、大音量の発生が予想される場合必ず事前に当ホテル担当係員にお申し出下さい。ただし、周囲の状況によってはご遠慮いただく場合もございますので、予めご了承下さい。

10. 損害賠償

お客様およびお客様側の全ての関係者（お客様が直接依頼された第三者を含みます）は、当ホテルの施設、什器備品等を破損しないように十分ご注意下さい。

もし、施設、什器備品等に破損が生じた場合は、その修復に関して当ホテルの指示に従い速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担していただきます。

11. 禁止事項等

(1) 以下の事項は当ホテルでは禁止事項となっておりますのでご遠慮いただきます。

- ① 盲導犬、介助犬および聴導犬以外の犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類の持込み。
- ② 発火または引火性の物品、銃砲刀剣類などの危険物の持込み。
- ③ 人を殺傷する可能性のある化学薬品類の持込み。
- ④ 悪臭を発生するものの持込み。

- ⑤ 法令または公序良俗に反する行為、および他のお客様のご迷惑になる言動。
 - ⑥ 当ホテルの備品等の移動。
 - ⑦ ご予約時の使用目的以外のご利用。
 - ⑧ 食品類の持込み、および当ホテルが提供した料理等の持出し。
 - ⑨ その他、法令で禁じられている行為および持込み。
- (2) 当ホテルは、お申込者またはお申込みの宴会等のご主催者もしくはご出席予定者が以下の各号の一に該当する場合には、お申込みには応じられませんので、予めご了承下さい。
- ① 暴力団、暴力団関係企業・団体、過激行動団体、その他反社会組織（以下「暴力団等」と称します）又は暴力団等の関係者である場合。
 - ② 暴力団等又は暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人、その他の団体である場合。
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団等の関係者がある場合。
 - ④ 当ホテルの他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
 - ⑤ 当ホテルまたは当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (3) 当ホテルは、宴会等のご主催者又はご出席者に対し、宴会場利用日当日、抗議活動、いやがらせ等が予想され、他のお客様や近隣地域に迷惑がかけると当ホテルが判断した場合には、お申込みには応じられませんので、予めご了承下さい。

12. 契約解除

以下の場合には宴会等の実施をお断りすることもございますので予めご了承下さい。

- (1) 上記の第1条から第11条までの規定に違反し、またはその恐れがある場合。
- (2) 宴会等に出席されるお客様が、法令もしくは公序良俗に反する行為をする恐れがあるか、または他のお客様にご迷惑をお掛けすると当ホテルが判断した場合。
- (3) 宴会等のご主催者又はご出席者に対し、宴会場利用日当日、抗議活動、いやがらせ等が予想され、他のお客様や近隣地域に迷惑がかけると当ホテルが判断した場合。
- (4) 宴会等のご主催者又はご出席者が第11条第(2)項各号の一に該当することが判明した場合（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合にはその時点でご利用をお断り致します）。
- (5) 第2条の申込金、第3条の前受金について、指定日までにご入金がない場合。
- (6) 前5項のいずれかに該当し、当ホテルがご宴会の実施をお断りした場合、お客様に対してキャンセルの場合に準ずる金額をご請求させていただきますので、予めご了承下さい。

13. 利用規約の変更

(1) 当ホテルは以下の場合に、当ホテルの裁量により、この利用規約を変更することが出来ます。

- ① 利用規約の変更が、お客様の利益に適合するとき。
- ② 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情を照らして合理的なものであるとき。

(2) 当ホテルは前項による利用規約の変更に当り、変更後利用規約の内容とその効力発生日を当ホテルホームページに記載します。

(3) 変更後の利用規約の効力発生日以後にお客様が当ホテルの宴会場を利用したときは、利用規約の変更に同意したものとみなします。

以 上